

議事録の詳録

第 1 0 回加古川流域委員会

日 時 平成 2 1 年 9 月 1 5 日 (火)

午後 2 時 0 分 開会

午後 4 時 5 分 閉会

場 所 小野市伝統産業会館 1 階 大研修室

[午後 2時 0分 開会]

1. 開会

○司会

本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、第10回加古川流域委員会を開会いたします。今回の委員会は、委員の出席が12名、欠席が4名となっており、委員総数16名の3分の2以上の出席を得ておりますので、規約の第5条の2の定めにより成立いたしております。

なお、欠席しておられる委員は、池嶋委員、内田委員、神田委員、道奥委員の4名でございます。

この会場の小野市伝統産業会館について若干ご説明いたします。非常口の配置でございますが、当会場の正面の左右にあります非常口のサインを示しておりますドアでございます。非常の場合はそこからの退出をお願いいたします。トイレにつきましては、会場の後ろのドアを出て右手のほうにございます。

それでは、会議に先立ちまして配付資料の確認をお願いいたします。配付資料ですが、第10回加古川流域委員会の議事次第と資料1、2、3の4つがございます。それらをホッチキスで1つにしてお配りしてございます。

まず資料-1、「第9回加古川流域委員会議事録（概要）」でございます。資料-2「ご質問に対する回答について」、資料-3「河川整備の内容について」、資料-4「加古川水系河川整備計画原案について」ということでございます。

その他としまして、後ろのほうに「加古川流域委員会 委員名簿」、それから第10回加古川流域委員会委員配席図、これらの資料を載せております。また、委員の方には日程調整表、傍聴者の皆様には傍聴に当たってのお願い、報道関係者には報道関係者へのお願いをお配りしております。

以上ですが、何か不足がございましたら近くのスタッフまで申しつけただけたらと思います。よろしいでしょうか。

委員の皆様へ配付しております第11回以降の加古川流域委員会の開催日程調整表ですが、委員会の開催には委員長と河川管理者である姫路河川国道事務所長の出席が必要でございますから、お二人の予定がそろっている日を優先して開催の候補日としてございます。

次に、傍聴者の皆様をお願いいたします。本会議は公開とさせていただいておりますが、傍聴に関しましては、受付でお配りしました傍聴に当たってのお願いに従っていただきま

すようお願いいたします。円滑な議事進行のため、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

次に、委員の皆様にお願ひがあります。ご発言に際してはマイクを通して発言をしていただきますようお願いいたします。また、本会議は公開で開催されておきまして、発言の要旨をまとめた議事録、すべての発言内容を掲載した速記録につきましては、会議後、ホームページ上に公開する予定となっております。その際、委員の皆様のご氏名を明示して公開させていただきますが、公開に際しましてはいつものように委員の皆様にご発言内容をご確認いただいた後公開したいと思っておりますので、お手数ですが、後日、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。

2. 挨拶

○司会

それでは、開会に当たりまして、河川管理者の中込様からごあいさつをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○河川管理者（中込事務所長）

本日もお忙しいところ、第10回の加古川流域委員会に集まっておきまして、委員の皆様方、また会場の皆様、本当にありがとうございます。

前回、7月に開催して、そこから2カ月たちましたが、この間、8月の頭に加古川でも出水がありまして、加古川大堰を全開するという、被害等々はそれほどなかったのですが、強いて言うとな地元のイベント関係が全部延期になってしまったということがありました。

それから、その次の週には、これはかなり大きい出水だったのですが、佐用町のほうでかなり大きな出水がございました。千種川という二級水系がありますけれど、その支川の佐用川が氾濫しまして、お亡くなりになられた方が現在18名でまだ2人の方が行方不明というような状況になっています。その際に、実は姫路河川国道事務所の管内におきましても、加古川とそれからあと揖保川と2河川管理していますが、実は揖保川上流に関しましてかなりの被害を受けておきまして、そちらの対応を事務所一体となって8月中は頑張っておきましてやってきました状況となっております。

だんだんと落ち着いてきていますが、落ち着くにしたがって今回の災害の大きさを改めて実感していますし、それから今後の対策をどうするのかというのを現在やりつつあるような状況でございます。

そういう中で、この加古川流域委員会での加古川整備計画におきましては、今回で流域委員会も第10回目ですが、議論もいろいろとできている状況になっておりますが、あのような災害を見ますと、早目に計画を策定して、必要な事業を実施していくことが必要なのではないのかと実感しております。当然、周辺の状況あるいはこの委員会でもかなり議論されております環境に配慮するということは、十分行った上で必要な事業というのを実施して安心・安全かつ快適あるいは河川をしっかりと利用していただけるような川づくりを目指していきたいと思っております。

いつもに増して熱心な討議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○司会

ありがとうございました。

3. 審議

○司会

続きまして、議事次第の3番、審議に進んでいきたいと思っております。

なお、現在時刻と議事の事項を正面のスクリーン右側に表示しております。これは、限られた時間の中で有意義なご審議をしていただくということで、現在の議事内容と時刻を示しております。

それでは中瀬委員長、よろしくお願いいたします。

○中瀬委員長

それでは、改めまして、よろしくお願いいたします。第10回の流域委員会を開催させていただきます。

本日は、議事次第にもございますように、まず庶務のほうから前回の第9回加古川流域委員会の審議結果の確認、それから第9回で宿題が大分出ましたので、その整理、これについては後のほうで回答をいただくと聞いております。

それから、前回に続きまして河川の整備内容についての資料説明と審議をします。前回は環境と管理について議論いただきました。今回は治水についての議論をする予定です。

これで一通りの整備内容についての議論がされたこととなりますので、今日はその次の段階といたしまして、さらに加古川水系河川整備計画原案の作成に当たっての説明が用意されていますので、よろしくお願いいたします。

終了予定を16時としておりますが、内容がいつもの委員会と比べるとかなり濃くなって

おりますので、若干の時間が延びるかもしれません。ぜひご協力いただきまして円滑な審議、しかし十分議論いただくようお願いしたいと思います。

また、傍聴の皆様方からのご意見を最後のほうに時間をとっておりますので、ご発言はそこをお願いしたいと思います。

(1) 第9回加古川流域委員会審議内容の報告

○中瀬委員長

資料－1の第9回加古川流域委員会審議結果の確認をお願いします。庶務のほう、よろしくをお願いします。

○司会

それでは、庶務からお配りしております資料－1を使いまして、第9回の加古川流域委員会の審議内容の報告をさせていただきます。既に委員の方にはすべての発言内容を記載しました議事録の詳細と、それからその要旨を記載しました議事録の概要についての事前確認をお願いしております。今回は議事録の概要を使用しまして報告させていただきます。

第9回の加古川流域委員会審議内容の報告。前回は、最初に第8回流域委員会の審議結果について報告いたしまして、そのうち河川整備計画の内容としまして、河川管理、河川環境についてのそれぞれの資料説明と質疑応答が行われました。

まず、河川管理の内容及びため池の役割についてということで河川管理者から説明されました。ため池は、多面的な機能・役割を認識して、関係機関や地域住民と連携してその保全に協力をしていきたいことが説明されました。

次に、堤防や加古川大堰など河川管理施設の維持管理の重要性について、災害を未然に防止し、災害発生時の被害を最小限にとめるための危機管理について、河川清掃をはじめとする地域との連携についてそれぞれ説明されました。これらの資料説明を踏まえて、加古川の河川整備の内容について活発なご審議をいただきました。

ため池の役割について、水温上昇の役割も加えるべきとの意見をいただきました。河川管理では、河川巡視の頻度について質問をいただきました。また、塵芥処理量についてもご質問をいただきました。危機管理では、最近の気候変動により降れば大雨になって洪水になるかもしれない、降らなければ渇水になるということ踏まえることが大切であるとのご意見をいただきました。

次に、河川管理者より河川環境の内容について説明されました。生物の生息・生育の場

として瀬・淵、ワンド・たまり、礫河原、水際植生、河口干潟について、再生・保全の河川整備を進めていきたいとのこと。河川の連続性では、加古川に生息するすべての魚類・甲殻類が加古川全川を自由に降下・溯上できることを目指して、魚が上りやすい魚道を検討、改築を行っていききたいということが説明されました。

親水性につきましては、水辺に人が集まる施設の機能維持を図り、川でしかできない水辺に親しむための施設の一層の充実を図っていききたいということ。環境におけるモニタリングについては、地域の住民と河川管理者が連携をしてモニタリングを実施していききたいことが説明されました。これらは今後、地域の方々の力をかりて、河川管理者が一体となって取り組んでいきたいと説明されました。

水質は、環境基準点で環境基準を満足しており、水質を守り向上させるための取り組みを進めていきたいこと。外来種につきましては、継続的な調査や在来種への影響を小さくするための取り組みが重要であること。河川環境につきましては、甌穴や闘龍灘について配慮して河川整備を進めていきたいということが説明されました。

これらの資料説明を踏まえまして、加古川の河川整備の内容について活発なご審議をいただき、次のようなご意見をいただきました。

土木構造物自体が長い年月の間に生物生息空間を形成することになる。生物多様性保全の中に、希少種の保全であるとか連続性というような問題がたくさん配置されているように全体をまとめ、生物多様性加古川戦略という流れがわかる継続的なデータを整備していただきたい。また、加古川で子どもたちが遊べる場所が戻ってくるように整備が必要。外来種の問題は、地域固有の遺伝子を乱さないようにというニュアンスの言葉を確認していただきたい。景観はトータルに物事をとらえてほしい。礫河原を日本固有の伝統的景観の原点だということを入れてもらいたい。

委員によるご審議の後、傍聴の方からは地域のため池あるいは水路といったものをテーマにして地域づくりの視点で取り組みを進めたい。特に今年度は加古川をテーマにした取り組みを考えており、加古川を使う、守る活動を進めていただきたいというご意見をいただきました。

以上のような審議を踏まえまして、本日の開催となっております。

また、これらの資料は、加古川流域委員会のホームページでも公開しております。キーワード検索で「加古川流域委員会」と入力していただきますとご覧になれます。今後もホームページを通じて情報を発信していきますので、ぜひご覧ください。

以上でございます。

○中瀬委員長

それでは、前回の議論の確認ですが、これでよろしゅうございますか。

1カ所気になったのがありまして、3ページの上のほうの「外来種については、継続的な調査や在来種の影響」と書いてありますが、「在来種への影響」ですね。違いますか。と思いますので、「へ」を入れてください。

では、これで確認いただいたものとさせていただきたいと思います。

(2) ご質問に対する回答について

○中瀬委員長

この中で次回までに回答の質問が幾つかあったと思いますので、まず庶務に整理してご報告ください。

○司会

宿題についての確認ということで、前回には多くのご意見をいただくとともに、幾つかのご質問をいただきました。その場で河川管理者から回答のあったものもありますが、次回までの宿題となった質問もございます。こうした質問への回答としまして、本日は次の項目について河川管理者から資料-2を使ってご説明をいただく予定です。「1. 日常的な点検について」、「2. 塵芥処理について」、「3. 気候変動への対応について」、「4. 外来種の概念について」、「5. 加古川で減少傾向にある貴重種について」、以上の5つが今回説明をいただく宿題でございます。よろしく申し上げます。

○中瀬委員長

はい、ありがとうございます。それでは、今の5つの宿題についての説明をお願いします。

○河川管理者（吉田課長）

それでは、河川管理者のほうから説明をさせていただきたいと思います。後ろのパワーポイントのほうをご覧くださいと思います。先ほど申し上げましたとおり、1番から5番までの宿題への回答という形で、説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目、「日常的な点検について」ということで、中瀬委員長から日中のみならず夜間の点検を行っているかというようなご質問がございました。河川管理における日常的な点検は、日常点検及び不法行為の監視ということを目的に行ってございます。直轄沿川

40kmにおいて週3回の巡視パトロールを実施しているところでございます。また、パトロールだけでなく、右下方のほうに映しておりますとおり、看板の設置というようなことによる意識の啓発ということもあわせて行っているところでございます。不法行為の防止・是正指導に努めるとともに、危険行為に対する指導やマナー逸脱者に対する注意ということも行っているところでございます。

詳しくは主に河川管理施設及び許可工作物の維持管理の状況の確認であったり、占用に係る確認等々を行っているところでございます。これら河川巡視においては、これらの項目を、基本的には目視による点検ということで行ってございますので、視認性の高いという観点から昼間の実施ということを基本にしてございます。また、夜間において発生のある可能性がある不法投棄であったり不審火などについては、現在加古川流域においては確認されておりませんが、問題が顕在化し、それが深刻化するというような場合においては、夜間の巡視についても検討を行っていきたいと考えております。

続きまして2点目、「塵芥処理について」ということで、こちらは播本委員からどれぐらいの処理をされているのかということを整理いただきたいということで宿題をいただいておりますが、平成20年度においては、加古川大堰においては3tのごみを処理しているという実績がございます。これら大堰のほうで採取された木材については、これをリサイクルの仕組みについても検討はできないかというご指摘もいただいておりますけれども、流木のリサイクルについては、どれだけたまるのかということも今後調査を行いながら、地域と協働した流木のリサイクルの可能性について検討を行っていきたいと考えてございます。

続きまして3点目、畠山委員から、最近の気候変動を加味した検討ということが必要ではないかという宿題をいただいておりますが、こちらは事例の紹介という形でさせていただきます。近畿地方整備局においてこの4月に水災害予報センターを設置しており、当水災害予防センターについては、近年の観測史上を上回る大雨や集中豪雨、それらに伴う洪水災害、高波災害に対する迅速で的確な対応及び今後の地球温暖化に伴う気候変動による外力の増加が水災害に与える影響等を分析・評価することによって、水災害犠牲者ゼロということを目標に掲げ、それを実現するために設置されたセンターであることをお知らせさせていただきます。具体的には、高性能レーダーの設置による雨量の観測の強化であったり、水害の予防・予測等の充実・強化ということに随時取り組んでいるという状況でございます。

続きまして4点目、「外来種概念について」ということで、中瀬委員長から整理をするように宿題をいただいております。外来種概念については、他から入ってきた種が地域固有の生態系をおびかす存在であるため、生物の多様性を保全する観点から対策が必要であると考えており、外来種というのは、「他から入ってきた種が地域固有の生態をおびやかす存在」であると整理をしています。

一般的に外来種という文言を見ると、国外からの外来した生物という印象を持つこともあるのですが、国外のみならず国内の他地域から外来する生物というものも含まれているという概念でございます。また、他地域から来る生物であれば、同種の生物であっても、遺伝子的に相違があるというものも、外来種に含まれるという整理をしております。

最後5点目に、服部委員からご指摘いただいております「加古川で減少傾向にある希少種」について整理をいたしました。過去に我々が行っております河川水辺の国勢調査の結果をもとに減少している希少種を整理しております。希少種としては、文化財保護法であったり絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律及び環境省、絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト、そして県版のレッドデータブック等からピックアップしております。

植物は19種、魚類は5種、底生生物は3種、鳥類は4種、陸上昆虫は2種という形で、減少している希少種を整理しております。減少というのは、一定程度の個体数が確認されている種のうち、おおむね2割程度減少している種と考えてございます。

以上、前回までにいただきました宿題の整理という形になってございます。

○中瀬委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、それぞれの質問されたの方から何か追加すること、あるいは質問がございましたらお願いします。

○畠山委員

畠山です。質問ではありませんけれども、加古川で減少傾向にある貴重種というところで意見を述べたいと思います。

植物ですけれども、この中で「ウラギク」という植物につきましては、既に数年前から消滅しております。既にございませぬ。それから、底生生物の「コメツキガニ」ですけれども、これはかつていたところではなくて、平成16年の台風以降生息場所を移動しております、違うところでたくさん生息しております。そのことを最近確認いたしております

ので伝えたいと思っております。

○中瀬委員長

はい、ありがとうございます。何らかの形で報告書の中に記載してください。

他、ございますか。

4番目の外来種概念、日本語がおかしいですね。「外来種とは」云々の「必要である」、こんなのは日本語と違います。外来種とは他から入ってきた種が地域固有の生態系をおびかす存在である。そのため生物の多様性を保全する観点から対策が必要であると。めったに細かいことを言いませんが、ちょっとだけ気になりましたものですから、訂正をお願いします。

○河川管理者（中込事務所長）

はい。

（3）河川整備の内容について

○中瀬委員長

では、続きまして本日の中心テーマであります資料－3の河川整備内容についての説明をお願いします。では、河川管理者の方からよろしくをお願いします。

○河川管理者（吉田課長）

それでは、引き続きまして河川整備の内容についてご説明いたします。まずは整備計画の対象洪水について説明させていただきます。こちらは第8回の流域委員会でお示しさせていただいた資料ですが、今回加古川の整備計画においては、平成16年10月洪水を対象に具体的な対策を検討していくということを確認しております。この洪水を対象として具体的な治水対策案を検討してございます。

次に、こちらにお示ししておりますのは、現時点の加古川で洪水を流すことができる流下能力を示した図です。上側は右岸の流量、下側は左岸の流量を示しておりまして、縦軸は流下することができる水の量を示しております。横軸は河口からの距離を示しています。

現在、加古川がどれだけの水を流すことができるかという能力を示しておりますのが、青いグラフで示している範囲で、例えば河口部0 km付近においては概ね4000m³/s程度の流量を流すことができることがわかります。

今回目標洪水にしております平成16年10月洪水についてどれだけの流量を流さなければいけないのかを示したものが、緑色のラインであり、平成16年10月洪水を流すために必要

な流量という形になってございます。河口部においては $5700\text{m}^3/\text{s}$ 、中流部におきましては $4600\text{m}^3/\text{s}$ 、上流に行くほど流量が減りまして、上流部では $3400\text{m}^3/\text{s}$ という形になってございます。

この流量を流す量として不足している箇所について、オレンジ色で斜線を引いて提示をしておりますけれども、下流部・中流部・上流部とも流量が不足している箇所がございます。こちらの箇所について必要な対策を実施していくことを考えてございます。

また、洪水対策の実施について、その基本的な考え方を大きく3点についてまとめております。加古川流域委員会の中間とりまとめをまとめていただきましたけれども、その考え方にのっとった計画とすること、また平成16年10月洪水を流下した場合において浸水が想定され、生命・財産に多くの被害が発生する箇所について優先的に対策を実施すること、また上流の整備によって下流での被害が拡大しないことに配慮した対策としていくことを考えてございます。また、土地利用の変化や周辺地域のまちづくりなど、社会・経済情勢の変化において必要に応じて対策の時期や期間等については見直しを図っていくものと認識をしております。

続きまして、洪水対策の実施箇所についてですけれども、大きく下流地区・中流地区・上流地区の3つに分けて整理をしております。平成16年10月洪水を対象とした目標流量に対して、その流量を流下させる能力が不足している箇所について、例えば横断工作物、橋梁や堰といったものですけれども、それらによって安全に流下できない箇所、もしくは質的な安全性が確保されていない箇所についての対策を考えてございます。

こちらにお示ししております資料については、注意書きを書かせていただいておりますが、流域委員会のために作成した資料でございますので、これに基づき実際の工事を行うというものではございません。

まず、下流地域、加古川市・高砂市を中心としたエリアですけれども、河道掘削を中心とした対策を考えてございます。また、中流地域、小野地域でございますが、こちらは築堤を中心とした対策を考えてございます。上流地域、小野市・加東市を中心とした上流地域でございますけれども、こちらにおいては築堤と河道掘削を中心メニューに考えてございます。

続きまして、中間とりまとめでご指摘いただいた点を踏まえて、より具体的な対策の内容について説明させていただきたいと思っております。

写真で示しておりますのは、下流地区の高砂・尾上地区の整備内容についてでございます。

す。こちらの地域においては、主な工事として河道の掘削及び高潮に対する築堤を考えてございまして、中間とりまとめでご指摘いただいておりますとおり、重要な干潟環境を有しておりますので、その方針としては干潟を保全し、干潟以外の部分の河道掘削を行うことを考えてございます。

具体的には、下のほうに1.6km地点の横断図を示しておりますが、その真ん中にございます河口干潟を避けた形で掘削を行っていくことを考えてございます。また、掘削においてはモニタリング等も実施していきましますし、このモニタリング期間が経過した後においても、干潟環境の重要性を認識して日常の点検・管理において、その変遷を注視していきたいと考えてございます。

続きまして下流地区、古新地区の2.8km、3.8km付近の写真を提示しております。こちらの主な工種は掘削、河道掘削を考えておりますが、当該エリアにおいては、干潮区域における水際植生という貴重な環境が残されておりますので、こちらも中間とりまとめで方向性をまとめておりますが、水際植生を極力保全し、緩やかな勾配による河道掘削を行うことを考えてございます。

下のほうに2.8km付近の横断図を示しておりますけれども、その真ん中にある水際植生を避ける形で左側と右側における河道掘削を行うことを考えてございます。

続きまして平荘地区、3.8kmから8.2km付近の整備内容についてご説明します。こちらの箇所については、加古川堰堤と古新堰堤という老朽化している堰が存在している箇所でございます。主な工種として河道掘削と堰堤の改築を考えてございます。老朽化している堰については、その可動化や統合を含めた検討を行うことを考えておりまして、塩水の溯上についての影響についても注視して改築を行っていかねばいけないと考えています。

続きまして、中流地区、来住・大島地区、16.2kmから18.6km付近のご説明になります。当該地域は現在計画的に事業を実施している区域ではございますが、主な工種としては河道掘削および築堤を考えてございます。堤防が整備されていない地区の堤防整備を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、上流域に入ってまいります。26.6km付近から29km付近、社・河合地区についてのご説明です。大門橋付近には甌穴（おうけつ）という貴重な地形を有しております。中間とりまとめにおいては、甌穴を保全し、甌穴以外の部分の河道掘削を行うこと、また上流部にある河合頭首工という堰堤がございますので、老朽化している堰堤については可動化や統合を含めた検討を行う方向で整備を進めていきたいと考えてございます。

加えて、先ほど申し上げた大門橋は河道掘削により改修が必要になると考えておりますので、こちらの改築も整備メニューとして考えてございます。

引き続きまして上流域、滝野・多井田地区、32.5kmから35.0km付近の整備についてです。こちらは堤防が整備されていない無堤地区で、なおかつ河道面積が足りないということもございますので、河道掘削と築堤をメインに整備を進めていきたいと考えてございます。堤防が整備されていない地区の堤防整備を検討する際には、川沿いの家屋が連担している地区では、まちづくりと一体となった整備を検討するというを中間とりまとめでも方向性をまとめていただいております。

最後になります。最上流部、多井田地区、35.0km付近地点から36.4km付近の整備についてです。こちらはご承知のとおり鬮龍灘（とうりゅうなだ）と呼ばれる兵庫県のレッドデータにも記載されている加古川を代表する景観を有している地区でございます。こちらについては中間とりまとめでも、鬮龍灘を保全し、鬮龍灘の流れや景観に配慮しながら、露岩部分以外の河道を一部整正を実施するという方向性を打ち出しております。また、その上流部においては堤防が整備されていない区域がございますので、堤防が整備されていない地区の堤防整備を実施していきたいと考えております。

また、洪水対策については、川の整備、河道掘削や築堤などについて整備の完了までに一定の期間を要するというでございまして、防災情報の提供であったり避難に対する迅速な対策といわれるソフトの対策については随時河川管理者として地方自治体等と連携をしながら実施をしていきたいと考えてございます。

以上、河川整備の内容についてご説明させていただきました。以上です。

○中瀬委員長

はい、ありがとうございました。

では早速、皆様方からのご審議をお願いします。これまでの中で何かご質問がございましたらよろしくをお願いします。

余談ですけど、この間、豊岡を通っていると円山川の北近畿タンゴ鉄道の鉄橋かけかえ工事が始まりました。あれが水を結構とめたという話があって、23号台風のときですから平成16年、5年かかっているんですね。

○畠山委員

洪水対策における掘削なんですけれども、この掘削につきましては、上流で大雨が降ったりしますと、やはり幾ら掘削しましても埋まっていくと思うんですね。そうなりますと、

ずっと掘削を続けていくと理解してよろしいでしょうか。

○河川管理者（中込事務所長）

事実として、過去に掘削したところが洪水が起きて埋まってしまったということは、実際にはないと言ったらうそを言ってしまうので、あります。

ただ、できるだけ埋まっていかないうような、すごくわかりやすい話をすると、ある1カ所だけ掘ってしまうと、そこにどんどん砂がたまってしまって、また埋まってしまうというような話になるところを薄く切っていくなり、あるいは河床材料や川の中の岩の状況であるとか、そういうのを見ながら掘削することによって、少しでも長くもつような掘削方法というのは考えていきたいなと思っております。

ただ、一定のご理解をいただきたいのは、掘削をしないで他の対策でやるという選択肢もないことはないのですけれども、やっぱり河床を低くして洪水を流していくということがどうしても必要になる箇所というのは出てくると思っています。

例えば、平成16年の災害を今回は目標にしていますけれども、平成16年のときにすごく大きくやられた、さらに上流の西脇市のあたりですけれども、県で管理しているんですけども、河道掘削して水が流れるように対策をとっておりますので、それと合わせた形で、国で管理している部分についても少しずつ掘っているというような状況であります。

今回の整備計画においても、どうしても掘らなくてはならないところについては掘って水を流れやすく、かつ水位を下げたあげるという対策をしていきたいと思っております。

○中瀬委員長

よろしいですか。他にございますか。

○吉田委員

同じく掘削の件ですけれども、前に滝野で加古川流域委員会がありました。その後、私のところへ何人か問い合わせがありまして、掘削した場合、いわゆる平常時、普通の場合、鬮龍灘の水位が下がってしまうのではないかという問い合わせが何件かあったわけです。それは専門家が検討しているから大丈夫でしょうということを言ったわけですが、本当に大丈夫なんでしょうか。

○河川管理者（中込事務所長）

鬮龍灘の左岸側のちょっと高い部分を少し削ってあげると、ある程度流れるかなと考えておりまして、平常時には舟通しの部分を流れている水がありますけれども、あの辺に関してほとんど手をつけないということを今のところ考えております。そういう観点では、

掘ることによって水位が下がって水が流れなくなるということはないと思います。たまによく誤解されるのは、雨が降らなくて水がなくなってしまったことが河川の工事でそうなのではないのかなとと言われるときもたまにあるのですけれども、水位を下げることによってそういうことが起きるようなことはないように進めていきたいと思います。

○吉田委員

そしたら掘削する箇所というのは、平常時の場合は水は流れないわけですか。

○河川管理者（中込事務所長）

掘削した箇所は平常時は流れない箇所です。洪水時に流れる箇所です。

○吉田委員

ありがとうございました。

○中瀬委員長

他にございますか。

○池本委員

若干関連するかと思いますが、前回のため池等のことですね。これから整備計画をという話の中で、今おっしゃったように、掘削に伴ってひょっとして水位が下がってしまったら、加古川流域であちこち堰を設けて取水していますよね。そんなことで田んぼに水が届かなくなってしまうという弊害が懸念されているのですが、そんなことでこの委員会にも一度、加古川流域、土地改良事務所、あるいは農業水利で加古川の水をということで、そういう関係者の方を一度呼びしていただいたらと思っているのですが。

もう少し抽象的に申し上げますと、洪水対策というのは排除しますからね、水を遠くに。したがって、今のような理念になっていかれるかと思いますが、洪水と向こう側にある利水という観点と両者相まみえながらこの委員会を進めていっていただきたいなという点で、ぜひ利水という点での今のお立場の方をひとつ招致していただきたいと思っています。

以上です。

○中瀬委員長

今のご質問に答えられることがありましたら。

○河川管理者

実は、きょう洪水の話をして、利水の部分が、今まで何回か議論しているつもりではあったんですけども、最後にまとめみたいなことをしなくてはいけないかなと思っています。スケジュール、全体の流れを勘案しながら、場合によっては土地改良事務所の方と

か利水関係者にも来ていただくというのは調整してみようかなという感じではおります。

○池本委員

ぜひお願いします。

○中瀬委員長

よろしくお願いします。

○齋藤委員

齋藤でございます。

これ上流・中流・下流とたくさん掘削の場所があったのですけれども、全体的に予算というのは全部でどのぐらいかかるものなのか。それと、自民党から民主党に政治がかかわっているのですけれども、今、一生懸命我々が話をしておりますけれども、継続的な維持がそのままできるのかどうか、ちょっと教えてほしいんです。

○河川管理者

実は、今回示させていただいたものにつきましては、今どのぐらいの事業規模なのかなというのを一回概略で把握しております。実際、今回の整備計画というのは、計画策定の冒頭でお話ししたかと思うのですけれども、おおむね30年を見越した計画ということで、ある意味かなり長いスパンでの計画になっておりまして、事業費については、細かく正確に把握するというのはなかなか難しいかなと思っているのですけれども、ある程度つかみはつかんでおかなければいけないと思っております。今やっているような状況です。それも見ながら、最後どこまでやっていくのかというのを決めていくという形になっておりまして、まだ今いくらという感じにはなっていないところをご理解いただきたいなど。

それとあともう一つ、事業規模の話とあわせて、やっぱりどういう洪水に対して守っていくのかという目標の部分が非常に大事なかなと思っていて、それとのバランスだと思えます。例えば、平成16年10月洪水に対応することを考えていくと、それだけの大きさになってくるし、例えば去年の雨に対応することだったらほとんどやらなくてもいいという話になってくる。いわゆる事業規模と、どこまで守っていくのかというのはトレードオフの関係になっているかなと思っております。今までも流域委員会の中で議論してきましたけれども、近年の災害で、かつ被害もそれなりに大きかった洪水に対しては、しっかり守っていかなくてはいけないというのが今回の計画のキーになってくると思っております。ある程度の事業規模、今回は結構入ってますけれども、それは今後詰めておりますけれども、大体こんな感じになってくるのかなというような感じでは思っております。

それからあと維持につきましても、河川をしっかりと整備し終わった後、それをちゃんとしていくためには一定の維持費はかかってくるという形になっていきます。前々回ぐらの委員会、前々々回ぐらの委員会で1回話をさせてもらって、現在で毎年7億円ぐらの維持費が加古川・揖保川を合わせてかかっています。毎年毎年それぐらの金額がかかってきますし、それから今後においても施設ができ上がると、それだけ維持費がかかってくるということです。

ただし、そういうことをやっぱりお金なり人なりをかけていかないと、安全なり快適さというのは守れないということの裏返しではないかというふうに理解しております。

○中瀬委員長

齋藤委員、よろしいですか。

○齋藤委員

オーケーです。

○田辺委員

田辺です。

こういう洪水対策の案の取り組みに大分ご苦労されていると思うのですが、二、三質問というか意見を述べさせていただきたいのですが、8ページの「古新地区（2.8K～3.8K）」で、掘削する場所が山陽電鉄加古川橋梁のあたりから、この図ですと新幹線、さらには播州大橋の方の上と。これ、要は洪水対策として河道の断面積を増やすということ、これはこれでいい案かなと思っているのですが、1つだけちょっと気になっている山陽電鉄の橋梁が前々から大分古いという話もございましたので、一度、きょうご欠席されていますけれども、ご専門の方にこの橋の下のほうを掘削しても大丈夫ですよという、その辺一度、ご確認をしていただけたらなというのが1点です。

2点目ですが、先ほども他の方からコメントが出たのですが、要するに平常時の水位が下がるかどうかと。それで出水がどうかという話もあったのですが、この他の9ページや10ページ。この図だけではちょっとわかりにくいんですけども、平水というのですかね、常水というのですかね、その平水時に流れている部分のところを掘削するのか、あるいは平水時は河川敷となっているところを掘削するのか。工法としては両案あるかと思うのですが、その辺を考慮して決められるかとは思いますが、その辺も話題に出ましたので問題にならない形で決めていただけるとありがたいというふうに思っています。

以上です。

○河川管理者（中込事務所長）

まず、山電の橋脚につきましては、非常に老朽化している橋梁ですので気になっているところではあります。何かしらの対策は必要になるという可能性はあって、例えば橋脚の巻立てとかが必要になってくる可能性はあります。今後、道奥委員とか専門の委員にもう一回確認をした上で、どういうことができるのかというのを見ていきたいかなと思っております。

それからあとは、掘削関係につきましては、先ほど鬮龍灘につきましては水が流れない部分、平常時に水が流れない部分を掘削しますという話をしましたけれども、9ページに載っております平荘地区、それからあとは10ページは掘削するような絵になってないですけども、特に9ページあるいは一番河口部の7ページに載っている部分、この辺につきましては、平常時に流れるようなところを掘削するというような形になってきます。

それで、先ほど池本委員の質問に対する回答というわけではないのですがけれども、その話も関連するのですがけれども、このような箇所について掘削すると、平常時でも確かに水位は下がるという話になってきます。

ただし、その水位を保つために現在堰を設けて水位を保ってあげるといったような形にしていくと。

例えば、加古川大堰はすごく顕著な施設でして、堰を設けて水位を高くしてあげて、水がとれるようにしているといったような施設です。これらの施設については、そのまま固定堰のままにしておくと洪水時に邪魔になって河道阻害を起こすということで、加古川大堰については、先ほど8月の頭に全開にしましたと言っていますけれども、ゲートを全部上げて水が通れるようにして、堰上げにならないようにするというような堰をつくっているという状況です。

ですので、特に田辺委員、多分ご関心があられるであろう9ページの平荘地区につきましては、水利用をかなり行っております。横に工業もありますし、農業用水もっております。ということで、加古川堰堤でありますとか、あるいは潮止めですけども、古新堰堤とか、このような堰がございますので掘削するとともに、このような堰をうまく改築してあげて利水もちゃんと取れると。それからあとは、洪水時にはその堰が阻害にならないような施設に改築するということが、今回の16年洪水に対応するためには必要になってくるのではないのかなと思っているという次第でございます。

以上です。

○田辺委員

田辺です。

ちょっと細かいことを聞いて申しわけございませんが、今9ページの話が出たので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、この9ページの掘削は堰堤が改築されない限りこの水位は変わらないんですよ。

○河川管理者（中込事務所長）

ごめんなさい。もう一回、ご質問を明確にしてみたいのですけれども。

○田辺委員

要するに、平水時の水位が下がるのかということに関連して、この9ページは堰堤の上流側ですから、ここは掘削しても水位は堰堤をつくりかえない限り変わらないのですよね。

○河川管理者（中込事務所長）

平常時の話ですね。

○田辺委員

ええ、そうです。

○河川管理者（中込事務所長）

平常時はそうですね。

○田辺委員

ですから、取水とかなんかには、これは影響はないんですよ。

○河川管理者（中込事務所長）

しないようにしています。

○田辺委員

ありがとうございます。

○河川管理者（中込事務所長）

そこは影響が出てくると、まさに池本委員の話に直結してきますので、水利用されている方には影響ない形で洪水対策を行っていくということです。

○中瀬委員長

先ほど池本委員のご指摘がありましたけど、要はこのあたりの農業用水路がどこからとってきはって、どうなっているのかということ一度資料として。もう一つ、丹波から引いている水があるでしょう。

○河川管理者（中込事務所長）

あります。

○中瀬委員長

そこら辺のネットワーク、ここの水のネットワークというのを一回わかるように整理していただいたら、結構わかりやすいかなと思います。よろしくお願いします。

○河川管理者（中込事務所長）

わかりました。

○中瀬委員長

他に。

○増田委員

増田です。

先ほどと同じ9ページの堰堤についてですが、洪水時に邪魔に、阻害にならない堰堤というのは具体的にどういった構造をお考えなのでしょうか。先ほどの話で、堰堤があるところで底を掘っても水がたまると。そういうことで利水ができると。ただ、堰堤があると、せっかく掘ったところがだんだん埋まっていくということがありまして、大堰みたいに出水するときには下をあければ河床の土砂を流すことができますが、通常の新堰堤ですとか小型の堰堤では、なかなか下を開放するというのはできないのですけれども。

○河川管理者（中込事務所長）

ちょっと個別具体の話になるのですけれども、ここは横に統合を含めた検討を行うと書いてありますけれども、新堰堤と加古川堰堤がありまして、この2つを合わせて1個の堰をつくらうかなと思っておりまして、その際には、タイプはまだ決めてないのですけれども、やっぱり加古川大堰みたいに洪水時には全部ちゃんと開くような形にしてあげると洪水時には流せると、平常時には落としてあげると水位を保てるというようなタイプになってくるのではないかなと思います。

○増田委員

堰堤自体が加古川にしろ揖保川にしろたくさんあるのですが、部分的にそういうのをやっても、結局は土砂を溜めてしまうということになるので、その小型の堰堤でも少なからずそういった増水とか洪水に支障のないときとかに、河床の土砂を下流側に流してやるという計画はお持ちなんですか。

○河川管理者（中込事務所長）

今この計画でそれを計画しているとは、実際検討が十分ではないので、ここではちょっと言えないかなという話です。

ただ、いろんな堰とか、あるいはダム関係とか、中にたまっている土砂を、栄養塩が入っているという話もありますし、あとダムとかにたまり過ぎているところはまずいよねという話もあって、どうやって出していくのかという土砂吐きのゲートを設けるとか、そういうふうな検討というのはいろいろなところでされております。

加古川大堰においては、フラッシュ放流というか、洪水じゃないときにでも少し流してあげることができないのかというような検討はしていこうと思っております。ここについても、土砂移動の観点から必要である場合にはそういうことも考えていきたいと思っております。

○中瀬委員長

今の増田委員さんのご質問、ご指摘、この前の、前回かな、魚の上下流の移動があったでしょう。それと絡めて、今の土砂搬出の話等々で、要は一連性というか連続性の話とうまく記載していただいて、それで考えようよというふうにしていただいたら結構つじつまが合うと。今、利水のことばかり言っているのですけれども、ここは縦割りをやめて、利水と生き物の連続性をどう考えるのだということをやってもらおうと、うまくいくと思います。

他にございますでしょうか。

○池本委員

ちょっと全く余談で素人考えですが、江戸時代には堰は斜めに切っていましたよね。今、多分、明治39年以降に河川法が近代化されて以来、流れに対して直角でとめてますよね。この図もみんなそうなってますよね。今おっしゃったように、上流のほうとうまくすみ分けする意味では、低い堰を斜めに切ってあげれば。

例えば、上げてやれば流木が引っかかって危ないですからね。だから、四万十川の沈下橋みたいな考え方で、そんなものをどこか応用できへんかいかなということは素人考えで思っているんですけどね。

どこかの発想の転換でもあるときに、少し江戸の知恵というのをどこか学べるところがあるのかなと思って、全く余談ですがそんなことを思っております。

○河川管理者（中込事務所長）

ちょっとだけ知り得る範囲で。

かつては動かせる堰というのができなかった、動力式の堰というのはできなかったということで、昔の知恵でもって高いところと低いところというのを上下流で少し差をつけてあげて、斜め堰というのをセットしていたと。これは固定の堰になっておりまして、今、斜めの切っている堰というのは、水の流れが思ったように行かないとか、あるところに一点集中になってしまうということがあって、危険かなということで余り斜め堰というのは採用されていないというのが状況です。

先ほど来、話をしている洪水時には水を通してあげて、平常時には水をためてあげてと、両方の機能を持たさなくてはいけない。そうすると、固定堰だとなかなか厳しいというところもあって、水位をためるという観点ではいけるのですけれども、それが今度邪魔になってということにも配慮しなくてはいけないと、今言った動くような堰、洪水時にはパタッと倒れるとかというような堰を考えていく、かつ水の流れも一点集中にならないような形をとっていくという観点で、今は大体川方向にスポッと横向きになっているというのが現状かなということです。

○池本委員

確かに斜めにすればこちらに一点集中になりますけれども、流れに対する抵抗力は半減しますよね。かわしますから。そこを考えたらいい気がしますけどね。まあ、頑張ってください。

○中瀬委員長

ありがとうございます。最近ハイブリットが流行ですので、まあそんなことも一生懸命議論してください。

○齋藤委員

済みません。もう一つ、工事についてです。ここは莫大な工事になると思うのですけれども、これは一般競争入札で、要はインターネットか何かで応募というのか、そういうことをされるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○河川管理者（中込事務所長）

今回の計画の公表という観点でよろしいですね。

今日の議題の中でちょっとご議論していただくかなと思っておったのですけれども、河川法という法律がございまして、その手続にのっとって現在整備計画をつくる一手续と

して流域委員会という形でもってご審議いただいております。その手続の中で、もう一つ住民方からのご意見であるとか、あるいは関係行政機関からのご意見であるとか、それをいただくという手続もあります。その手続について事務局というか河川管理者のほうから提案させていただいて、こういうような形でやっていきたいという話を後半の部分で時間をとっていただけたらと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○中瀬委員長

よろしくお願ひします。他によろしゅうございますか。

○田辺委員

田辺です。

何度も言って申しわけないのですが、その洪水対策のために掘削するというのは、これはこれで仕方ないというか、これは必要なのですが、前回にも数人の方から今日いただいた資料の3ページの親水性の意見が出てますので、将来的な話になると思うのですが、掘削するときには何か親水性も一緒にできるような掘削方法はないのかなということ、チラッと考えていただけるとありがたいというふうに思います。

以上です。

○河川管理者（中込事務所長）

今、「しんすい」の「しん」は親しむのほうの親ですよ。

○田辺委員

そうです。要するに、掘削をどんなふうにするかというのがあると思うんですけども、洪水対策なのに子どもが親しむような場所をつくるというのは、そんな無茶だよという話は聞こえるのですけれども、何かその辺、掘削すると同時に何かそこを親水の場にするようなアイデアが導入できないかなと。ちょっと夢みたいな話かもしれませんが、コメントです。

以上です。

○河川管理者（中込事務所長）

かつて河川改修は三面張りのコンクリートでガチッとかためて、洪水をバツと通してしまおうというような河川改修を続けておったのですけれども、最近は、この委員会でも議論されている環境の話であるとか、あるいは利用の話であるとかがありまして、多自然川づくりというのを単なる自然だけではなくて、自然に親しむほうも含みでやっていくということを進めております。今回の資料の中で、そういうのはちょっと見えづらいお話になっ

ているので、そこをもう一回お示ししたいかなと思っておると。

それから、あともう一つ、利用という観点では、例えば8ページ目に古新地区が載っておりますけれども、この掘削箇所をどこでどういうふうにしたのかという話なんですけれども、1つは水際植生の話がここでの議論では結構ありまして、何とか残したいということで、そこは取るという話が1個と、それから右岸側と書いてあるところで高水敷利用と書いてありますけれども、実際に現在高水敷をオープンスペースという形でもってご利用していただいているというようなどころがあります。こういうところもある程度理解しながら掘削範囲というのを決めていったという状況です。

利用という観点ではこういうところを残していつているというのが1点と、あと田辺委員がおっしゃられているのは、多分この高水敷利用から水の方によく触れるようなというようなことだと思いますので、そういうようなこともこういう感じで考えてますというのを、何か見せられるような整理をさせていただこうかなと思います。

○中瀬委員長

それでは、そろそろ次に行ってよろしいですか。

私も気になったのが河口部分の切り下げで、淀川の鶴殿（うどの）の二の舞にやらんように、よろしくお願ひしますね。淀川の鶴殿は水位低下で、ヨシが非常に減ってきたでしょう。あんなことが起こらないように、ぜひ自然の植物の先生とじっくり相談しながら、どう維持していくかと、そういう工法もぜひ配慮してください。

最後に図の下に書いてある注意。「この資料は加古川流域委員会のために作成したもので、これに基づき実際に工事を行うものではありません」と。これはこのとおりなんですけど、取ってつけたように流域委員会のためにつくったというか、私は「こんなんしませんで」と書いてあるような気がしまして、これはこれとして議論して、構想計画としてはこれに基づいて実施設計まで持っていくのですよというニュアンスを書いてほしいんですよ。ただ単に、この流域委員会の人があわあわ言ったからつくったからないわけです。

それから、その下の「横断図は写真の向きに合わせて修正をしており、通常は」云々、これは何が書いてあるか全然意味がわからないので、この図が左側に左岸を書いて右側に右岸と書いてあるから、これの釈明をしておられると思うのですが、これも何か取ってつけたような説明、明快な文章に次回はお変えておいてください。よろしくお願ひします。

(4) 加古川水系河川整備計画原案について

○中瀬委員長

では、次に行かせてもらいます。これで前の回の環境、管理、それできょうの治水と一通りの整備内容について議論がなされました。次の段階の加古川水系河川整備計画原案を作成するに当たっての説明といたしまして、資料4の加古川水系河川整備計画原案についての説明をお願いいたします。

○河川管理者（吉田課長）

引き続きまして、加古川水系河川整備計画原案ということでご説明をさせていただきたいと思います。

パワーポイントの方をご覧いただきたいと思っておりますが、こちらは加古川水系河川整備計画原案の目次(案)を示しております。

まず、「0. まえがき」から「1. 流域及び河川の概要」、「2. 河川整備の現状と課題」、「3. 河川整備の目標に関する事項」、「4. 河川の整備の実施に関する事項」という大きな4項目に分けて記載するという形で考えてございます。

「0. まえがき」の箇所については、この委員会で深くいろいろな議論をしていただいておりますので、加古川に対する思いなど、格調高い言葉で加古川に対する思いみたいなものを綴っていったらなと考えております。

1. から4. までのこの項目については、実は河川法の整備内容に定められておられて、その目標に関する事項であったり、整備の事項については記載をすることという規定になっており、他の整備計画における目次とも同様の構成という形になってございます。

また、その各々の題において、治水・利水・環境・管理と議論した内容について、それを踏まえて原案を作成していきたいと考えております。

治水については、本日、ご議論していただいた内容を踏まえて書き込んでいきたいと考えておりますが、前回議論していただきました河川環境と河川管理について、どういう項目を記載するかということをもとめておりますので、前回の議論を踏まえて簡単にご説明させていただきたいというふうに考えております。

まず、河川環境についてですが、「多様な生物の生息・生育・繁殖環境について」ということで、これまで生命の生存基盤である生物の多様性を健全な状態での維持が必要だというご議論をいただきまして、これを目標に具体的な実施内容ということを書き込んでいきたいと考えております。

大きくは、「生物の生息・生育・繁殖環境の保全と再生」ということを考えておりまして、非常に大事な瀬・淵、わんど・たまり、礫河原・水際植生、河口干潟等の再生であったり保全というものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、加古川の特定外来種の対策について、アレチウリやヌートリアというふうな代表的な名前が出ましたけれども、それらの対策およびその特定外来生物法の啓蒙活動等に取り組んでいきたいということを書き込んでいきたいと考えております。

最後に、本日宿題の中でも返しましたけれども、絶滅危惧種を含めた希少種の保全という観点からも、また生物多様性の観点からもそれらの保全を行っていくということを書き込んでいきたいと考えております。

続きまして、「河川の連続性」という観点ですけれども、前回の議論にもありましたが、加古川の利用・整備の歴史的背景を踏まえた連続性に配慮するとともに、加古川に生息する全ての魚類・甲殻類が、生活史を全うできるよう連続性を確保するということを目標にして、具体的には魚類・甲殻類等の移動の連続性の確保という観点から、魚道等の改築の問題の調査、把握からそれらの改築ということに取り組んでいくこと、また加古川は舟運の歴史がございますので、それらイメージする町づくりということを一体にして整備を実施したいということを書き込んでいくことを考えております。

続きまして、「地域と河川との関わりあいについて」ですけれども、この加古川を通じて人が水辺に親しみ、健康で文化的な生活を営むことができる空間を守っていく必要がある。これを目標にして、具体的には親水性の確保、また住民参加型のモニタリング等、継続的な実施、また地域の住民や地域で活動されている方々、河川管理者が一体となった取り組みの実施ということで、前回地域と河川のかかわりのイメージ図等をお示しいたしましたけれども、この概念も書き込んでいきたいというふうに考えてございます。

河川環境について最後ですけれども、一部パワーポイントが間違っておりまして、一番上、「河川管理について」と書いていますが、こちらは「河川環境について」でございます。「水環境（水質）について」は、工業排水や生活排水による河川水の汚濁から人の健康、生活環境を守り、加古川の良好な水質が保全されることを目標に取り組んでいきたいと思っております。具体的には、河川水質の保全、水質調査の充実、水質事故の対応というふうな具体的な対策について書き込んでいきたいと考えてございます。

続きまして、「河川管理について」という項目についてご説明をさせていただきますが、河川管理については、洪水による浸水の被害から国民の生命・財産を守るために、河川区

域もしくは河川管理施設の機能を万全にしておく必要があるということを目標に掲げ、具体的には当該施設の適切な維持管理の実施、堤防除草における刈草の有効利用ということもご提案いただいておりますので書き込みたいと考えておりますし、河道の維持管理という意味では、先ほども委員のほうからご指摘がありましたけれども、土砂の移動ということの観点に基づいた土砂管理、そして生物の生息した配慮した輪伐の実施するという方向性もご議論いただきましたけれども、樹木管理ということについても記載していきたいと考えてございます。

管理の中の「危機管理」という部分ですけれども、災害を未然に防止するとともに、災害時の迅速な対応により被害の最小化を図っていく必要があるということ、これらを目標に、具体的には未然防止、被害最小化のための危機管理、具体的には関係団体との連携として、今までどおり行っております洪水予報連絡会や水防協議会等、各種自治体の関係機関との連携を深めること、また安全な河川管理施設の運用ということで、これもこれまでどおり操作員の講習会を実施することや、大堰の放流警報の実施を引き続きやっていきたいと考えてございます。そして、平常時もしくは災害時の情報提供として、ハザードマップやホームページ等、いろいろな手法を現在も活用しておりますが、さまざまな媒体や手法を通じた情報提供を実施もしくは充実させていくということを考えてございます。

河川の管理の最後でございますが、「地域と連携した河川管理について」という観点においては、地域と住民と連携し、この加古川の良好な環境や地域の価値というものを守っていく必要があると考えておまして、これらを目標に地域住民、ボランティア団体等と連携した河川管理の取り組みを推進していきたいと考えております。現況の河川愛護モニターであったり、リバーカウンセラー制度等の各種制度の活用であったり、今も取り組んでいただいております伐採した樹木の有効利用にも引き続き取り組んでいくということ、また流域と一体なった塵芥処理の実施ということで、上下流一体となって美化清掃活動等の取り組みを実施して参りたいと考えてございます。

それでは、前回まで議論させていただいたことを踏まえて、加古川の整備計画原案を整理していきたいと考えてございます。説明は以上です。

○中瀬委員長

ありがとうございました。

では、今の説明の中でご質問がございましたらお願いします。

○播本委員

すみません。播本です。

今の説明の中で、冒頭の加古川水系河川整備計画と。今まで議論してきたのは直轄の本川であって、この加古川水系という意味、ちょっと教えていただけますか。

○播本委員

加古川水系というのは上流までの部分、129の支流があるのですが、それを含めて加古川水系という呼び方と、我々もそうですし、住民の人もそういう意識を持っているわけです。ここで加古川の水系と使うのなら、何回も言いましたように、やっぱり山のほうと129の支流の問題も含めて検討したいと。

いうことは、先日佐用のほうへボランティアで1日だけ行かせてもらいました。現況を見ますと、流木が相当上流から流れてます。だから、加古川であっても1つ違ったら佐用と同じような上流部分で洪水になる可能性が1つの支流であっても何か原因でその地域が氾濫し、そういう危険を佐用に行きまして目の当たりにしました。

だから、加古川の本川でどうのこうのと云うよりも、水系としてやっぱり危険な場所が山であっても支流にたくさんあると思うんです。そういう議論が出るけど余り真剣にそこまで議論が行き着かなかったと思います。佐用でもゲリラ豪雨でああいうことになったと思うのですが、何年か前には想定した堤防の高さ、これで安全だろうというようなことでやられたが、結果的には切れ、橋が3つほど流れたという原因は、やっぱり山の間伐したものが橋にかかって橋が流れたと。それによって、ちょうど平福ですか、あのあたりの橋に流木がたまって平福の町全体が普通では考えられないようなことが洪水で起きたと思います。水系ということでしたら、もう一度上流部分の山をもっと考えていかなかったら、本川は上流からそういうことがなかったら問題が少ないと思うんです。だから、水系と名前がついた限り、そこをちょっと考えていただけたらと思います。

○中瀬委員長

ちょっと整理させてくださいね。今、播本さんのご指摘は、水系と書くのなら今のことをやらないといけないよと。この整備計画は本川しかやっていないと。そこでちゃんと整理して答えてください。

○河川管理者（中込事務所長）

まず、水系という言葉をとすることは最後にはひっかかってくるころはあると思いますけれども、ちょっとそっちは置いておいて、まず最初に山の管理だとか、あるいは本川だけを見ててもだめだよという話は、確か結構初期の段階でこの委員会でも何回かあつ

て、その話は整備の計画の中にしっかり書き込んでいこうと思っています。特に山が荒れて、それで例えば流木が出てしまうなんていう現象というのは今回ありましたし、多分加古川流域でも同じような話というのはあるのではないかなと思っておりますので、そこはもう一回、過去の議事録なんかも含みながら水系全体でもってやっていかなくてはいけないことがありますということは、記載していこうかなと思っています。

ただし、ちょっと一点だけ、また縦割りとかといって怒られてしまうかもしれないのですけれども、上流と下流あるいは山の管理、それぞれ管理者が違っているような状況でして、今回の河川整備計画というのは国の直轄で行うところについてどういうふうに行っていくのかというのがメインになっている。ただし、それに関連する流域をこうすべきというような話については、当然、書き込むことができると思っていますので、そこは何かしら書き込んでいきたいと思っています。

今のを踏まえた上でもって水系という言葉はどういうふうにするのかという話になってくると思うのですけれども、これはいろんなところと相談させてもらいたいと思います。他のところも「〇〇水系河川整備計画（国管理区間について）」とか、そんな感じで書くときもあるんです。水系と書いておきながら水系全体が書いてないということを明確にするのだったならば、何とか管理区間についてということをちゃんと明記しなくてはいけないと思うのですけれども、それだけでは播本委員の思いは達成されてなくて、国区間だけでも流域全体についても記載もありますということを記載していこうと思っていますので、その旨、少なくとも前書きとかそういうところに、この計画とは何ぞやというところが多分書かれると思いますので、そこでもって少し明確にいければいいかなと思っています。

○中瀬委員長

播本委員、それでよろしいですか。

○播本委員

直轄の上は県の管理の、そのために県土木の方も来られたと。前のときでも風倒木を山で土どめしたら治水の効果があつたというようなことも話されてましたし、国と県と管轄が違うのではなしに、連携を取りながら流域としてちょっとでもよくなると。この間、ある川ではスポーツに使っている箇所についても水をためるような、遊水地のようなことも考えているようなことが新聞に載ってました。だから、加古川水系でそういう遊水地にできるような場所ということも絶対に必要だろうし、ただスポーツで遊ぶだけやなしに、何

か洪水のための遊水的なものが河川の際にあってもいいと思うんです。そういうことが佐用の大きな被害の後に、遊水の問題もあったり、風倒木の問題も新聞にも多く載ってありましたので、水系という言葉にひっかかったのです。よろしくお願いします。

○中瀬委員長

今の播本委員のご提言はそのとおりだと思うのですが、この目次だとどこに書くのですか。章立てするのですか。

○河川管理者（中込事務所長）

そういうこの計画の位置づけみたいなものについては、ゼロ番の前書きのところにしっかり書き込もうと思っています。それから、どこまで具体的に書けるのかというところがありますけれども、それぞれの施策については、例えば風倒木の話であるとかそういうところは、風倒木にうまくかかわるようなところに入れ込んでいこうかなという感じで思っています。治水・利水・環境・管理という形なのでなかなか入れづらいところがありますけれども、河川管理の一環なのかなという感じでは思っておりますので、多分の管理のところとかそういうところに風倒木、山の管理もこういうふうにしていくべきではないかというようなトーンであるとか、そのような記載の仕方になるのではないかと思います。

○服部委員

この一番最後のところに、多分これが流域全体のことを述べている文章だと思うのですが「流域一体となった塵芥処理の実施」ということで、「上下流一体となった」ということですね。上下流で一体になったというようなものが出ているのは、多分これだけなんです。だから、書き込むならこの近くに上下流一体となった山林管理のあり方とか、そういうようなことが出てくるのかという感じですね。

以上です。

○田下委員

この流域委員会の前に加古川を考える懇談会という、かれこれ10年近く前のことになります。僕は、そのとき一番印象的だったことに、今は多可町になっていますが、加美町、いわゆる杉原紙として町づくりをしてきて、当然その紙をつくる木とかを育ててきたと。その加美町の町長さんが杉原川の洪水に関して、戦後の日本の植林のことを痛烈に批判された。今は当たり前です、スギとかヒノキの植え方。でも、10年前にはっきりと自らの、いわゆる町長さんとして地域のあり方としての批判をされたので僕はびっくりしたのですが、実は先ほど播本さんが言ったように、佐用町の災害があったときに現地に住まいする

被害者の方に3人ほど放送に出てもらったときに、2人同じ言葉を言ったんです。河川も怖かったけれども、もっと怖かったのは山から水が直接来たこと。

これはいろんな新聞報道他でも実証されていたのですが、やはり一つの河川、加古川全体を考えると、先ほどの遊水のことも含めると、ため池のことも含めて考えると、当然山林から農地の問題も、これは国土交通省ではなくて、農林水産省も含めていろんな形で考えなければならないですね。だから、加古川流域整備計画を考えると、必ず冒頭ないしどこかに課題として入れておかないとだめだと思います。河川だけ考えたって防災はできない。山を考えないとだめだと。戦後の日本の農地の対策、取り組みも考えないとだめだと。そのことをどこかに入れとかなないと、僕は大きな意味での川を考えることにはならないと思います。そこを抑えておきたいなと思います。

○中瀬委員長

今のご指摘どおり、ゼロか1か1ダッシュか、1と2の間ぐらいかな、流域委員会の哲学的なことをやっぱりね。要は、以降は直轄部分が中心になるけれども、この直轄部分を考えるにも際しても、今ご指摘のような全体的に流域をトータルに考える必要があるよというのをぜひ書き込んでいただいてやると、加古川水系（直轄区間）河川整備計画原案というふうになってくるような気がしますので。

それでも書き込めないところは田下さん、最後の手段は流域委員会からの提言書を出したらどうだと。それはまた次回議論しましょう。書き込めないところは徹底的にこの委員会から提言すると。私がよくやる委員会は、答申に行くときにバァーと別冊を持っていくんですよ。そういう手もありますので、ぜひ楽しいことをいっぱい考えましょう。

もう一点、関係ないのですけれども、この図、スライド3のハクセンシオマネキとヌートリアが真ん中であって、この写真だけ3つの並びが何か違和感を感じますので、嫌なやつなんか、ええやつなんかがぐちゃぐちゃに載せてあるみたいなので、これをちょっと何とかしてやってください。

○山口委員

播本委員さんのほうからお話が出ておりましたけれども、流木、今回佐用町では山からたくさん流木が流れてきて、それが橋桁にひっかかって橋が落ちたとかそういう話を私も聞かせていただきました。

これはぜひ申し上げておかないといけないと思ったのですが、治山、治水の事業として県からご指導いただいて、山で間伐をしました木を搬出するには費用がかかりますの

で、山で3 m、4 mに切りまして、それを等高線上に五、六本ずつ並べまして処理していきます。そういう木が今回の雨がたくさん流れたというふうにおっしゃる方もあるのですが、ほとんどがそうではなしに間伐がおくれたところが土砂崩れがしまして、流木が根おきになってそのまま流れております。それが橋なんかを直撃したということが多いんです。

ですから、それは土留め工というふうに、筋工ですか、そういうふうと呼んでおりますけれども、その木が一本も流れなかったかという、それはそんなことはないと思いますけど、主な被害は間伐の遅れたところが土砂崩れみたいに根おきなりまして、それが流れたと。

ちょうど8月のお盆過ぎでしたか、県知事さんがお見えになりまして山へ入っていただきました。このときに山の道の法面がたくさん崩れております。その崩れておるところが下草の生えているところは崩れていません。下草のないところがほとんど崩れております。ということは、間伐がおくれたところが崩れております。

そういうことで、間伐というのはいかに大事なのかなということを痛感しております。

それこそ切って整備した木がたくさん流れたということでは、私どもとしましてはちょっと申しわけないので。ありがとうございました。

○中瀬委員長

ありがとうございました。

○田辺委員

この議論の冒頭の播本さんの意見の水系、直轄河川と水系ということに関して私は播本さんの意見に大賛成で、その方向で取りまとめていただけるとありがたいなど。

私もボートをやってまして、残念ながら上流には行かれない、下流には行かれない身ですけれども、上流に雨が降ると中流でもいろいろな影響を受けるとかはありますので、やっぱり川というのは、上流の流域あつての川、あるいは末端の瀬戸内海にも影響を及ぼすという意味で、この直轄という意味合いだけでなく、ぜひ流域と。せっかくそういう思想を込めてタイトルをつくられているのですから、その方向でぜひ頑張っていただきたいと。私も応援したいと思います。

以上です。

○中瀬委員長

今、山口さんをご指摘されました話はたぶん写真ありますね。一枚ぐらいここへ入れた

らどうですか。生木が流れてしまっているのだというのをぜひ。この頃、服部さん、テレビ報道は23号台風のあの木ばかりが責任者にされてますので、今回生木がドドッと落ちているのを私たちも大分写真を撮っておりますので、砂防ダムが生木で埋まって生木ダムなんか出てませんが、そこら辺を今後の教訓として、ぜひ今のご指摘のようなことをどこかでコメントを入れてください。

他にありませんでしょうか。

○池本委員

同様の賛同の意見なのですけれども、もう一つ、この委員会がやはり農水とどこかで連動していかないといけないから従前の縦割りで割ってしまったら、今のご意見は提言でというようなことで、そこでいいのかなという若干思いがあります。

例えば今、佐用町の話が出ておりますけど、この会議の冒頭に河況係数という話を申し上げたと思います。デレーケが日本にやってきて、日本の川は滝のようだ。ですから、こういった従前ないようなゲリラ豪雨ならば、なおさら山というのをしっかり見届けて下流を守ると、当然のことだと思うのです。加えて、そこに中山間の農業というのは相当衰退してますから、田んぼも水を結構ためてくれたわけですよ。そういうところが一切合切、申しわけないですけれども、縦割り行政の中で。今日だって、加古川流域と特化されてしまうと、私どもとても辛いわけでした。

ですから、先ほどおっしゃった大前提でこの整備計画というのがないと、ヨーロッパの技術でもって河川技術が進んできたと思いますが、何度も言ってますように、従前と違うわけですからね。その辺のところ我々も重々了解しながら、二度とこういう災害に見舞われないためにも山、そして森、中山間地の田んぼ、農業をしっかりとというふうなことをどこかで整備計画原案の中に、おっしゃるように前書きであるか、服部委員がおっしゃるように最後のところに文言が出てきてますから、ぜひ書いていただけないかなとお願いしておきます。

以上です。

○土肥委員

失礼します。加古川流域ということではなくて、加古川水系という大きな範囲でちょっと考えていただきたいと思うのですが、県の西北部の豪雨に関連して先だって神戸新聞で重要な記事が出ておったんです。

それは千種川水系のことなのですが、その中でも佐用川の水害が大きかったと。それで、

抜本改修に着手するということを国土交通省と協議を始めたこと、こういうふうにあるのですが、加古川水系でも大体40kmが国土交通省の管理で、あと残されたのは県ではないでしょうか。千種川のほうもそういうことが言えるのではないのでしょうか。そうすると、はっきり言って、支川のほうは余力が入ってないのではないかという感じを実は一貫して私は感じております。

そこで、2005年に策定された千種川水系河川整備計画案の2倍近くの890m³/sにする計画で、そしてその事業期間がおおむね30年間と。30年間ですよ。ということは、2005年に策定されたから2035年ですね。そうすると、時間は待ってくれなかったということだと思うんですね。

私は10数年前に東条川の改修に立ち会いましたけれども、そのとき、土肥さん、100年に1回の降雨量、時間50mmで計算してありますから安心、大丈夫ですよと、こういう話だったのですが、今回の佐用川のほうはどうやら時間70mmぐらいになっていたのではないかなど。しかし、こういう降雨量があちこちで出るようになってきていると。

そうすると、今回の加古川水系のこの流域委員会で検討しています9000とか7900という秒当たりの流水量、これで本当にいいのだろうか。上流で大きな変化が出てきておたら、ちょっと見直すべきやないだろうか、こういうような危惧を抱いております。すみません。

○中瀬委員長

事務局、何かありますか。

○河川管理者（中込事務所長）

まず、どこまで守っていくのかという話については、やっぱりそれぞれで考え方があると思います。先ほどから、話がありました予算の関係とも大きく関係する話ですし、その目標設定というのはものすごく大事だと私は思っております。今回の加古川の整備計画については、平成16年という実際に起きた洪水というのをどういうふうに持つていくのか。そのときに、今どんな雨が降るかわからない、それももしかして地球温暖化の関係があるかもしれないのでゲリラ豪雨というのがあるのですけれども、それがどこで降るかもわからないという形で、それでも対応できるような計画という考え方も必要だろうと思うんですけれども、それで行なった場合には、またものすごく大きくなったりとか、あるいはもしかしたら計算によったら小さくなったりとかするかもしれないというような状況の中で、ここまで10回繰り返して議論してきたのは、平成16年という実際に受けた、それ

も近年に起きた皆さんの記憶に新しい降雨に対して、どこまで守れるのかというようなことをやっ払いこうということだと理解しております。

ただし、今言ったようなゲリラ豪雨による対応については、それは全部お手上げでいいのかというと、そんなことは全くなくて、やっぱりああいうような洪水が起きたときには、どういうふうに避難をしていくのかとか、あるいは情報連絡をどういうふうにしていくのか、そういうところも含めながら安全管理というのをしっかりやっ払いいかなくてはいけないというようなことになるのではないかなと思っております。

ちょっと答えになっているかどうかわからなかったのですけれども。

○中瀬委員長

結局、先ほどの水系全体での議論と堤防のかさ上げの話とがミックスしているんですよ。だから、今、工事されるのは、工事の金といたら我々の税金ですからね。だから、税金をどっと払って何ぼでも工事してしまったら、どんな水害にでも耐えられるわけですから、それこそ我々の負担の問題と河川工事の問題とかがかわってくるわけですね。それと、流域全体でみんな環境をよくして水が流れてくるのを少なくしようということで現状の今の想定でやるか、そのどちらを選んだかということ、やっぱり我々は流域全体を健康にして、この23号台風の目安をつくって、そして何とか安全な地域づくりをやろうというのが多分この委員会の合意事項と思いますので、よろしくお願いします。

(5) 今後の予定について

○中瀬委員長

それでは、審議事項の今後の予定なんですが、委員会そのものの今後の予定ではなくて、河川管理者が河川整備計画の案をつくられる際には、公聴会の開催等、関係住民の皆様方の意見を反映させるために、必要な措置を講じなければならないと河川法に規定されています。この方法について河川管理者の方から説明をお願いします。

○河川管理者（吉田課長）

それでは、加古川のこれからの川づくりに関する説明会の開催について説明させていただきたいと思っております。

これまで委員会の中で委員の方からも地域の意見などを聴取しながら考えていただきたいということ、また傍聴者の方からも地域住民の我々ともいろいろ懇談する場をつくっていただきたいというご意見をいただいているところです。また、先ほど中瀬委員からはご

説明いただきましたとおり、河川法の中に住民からの意見を聴取するということが規定されている中で、加古川においては今からご説明する方法で住民からのご意見をちょうだいしたいと考えております。

まず、河川整備の内容については①番のところですが、河川管理者より直接ご説明させていただいて、また皆様から直接ご意見をいただくという場を設けるという観点から説明会方式でやらせていただきたいと考えております。また、当日ご出席できないということも懸念されますので、ホームページ等においても意見を述べていただく一定の期間を設けるといった形をとっていきたいと考えております。

また、②番ですけれども、より多くの方々からご参加いただいて、またご意見を伺うために、流域において大きく3つに分けて3会場における説明会というものを開催したいと考えております。現在は、西脇市、小野市、加古川市を予定して、10月中旬の土曜日、日曜日という休日を選んで、足を運んでいただきやすい会場、そしてご意見をいただきやすい日程ということを考慮した説明会を開催していきたいと考えております。

また、これらの情報については、広報誌などを通じて流域の市町村に全戸すべて配布できるような形で今準備をしているところです。ご自宅のほうにも配布させていただけると考えております。

このような形で住民の説明会を開かせていただいて、皆様からのご意見を賜りたいと考えてございます。以上です。

○河川管理者（中込事務所長）

一点、補足させていただきます。

今のお話は関係する地域の方々からのご意見という話をこんな感じで進めたいと思っておりますし、それと先ほどもちょっと、今の説明の中にはなかったのですが、この他に各市町村さん、それからあとは都道府県さん、先ほど流域一体という話がありましたけれども、県管理の河川と国との関係のところの話でありますとか、県さんへの話ではそれ以外でも県さんの中の今も議論でもありました農林部局さんのご意見であるとか、そういうところも聞かせていただくということで、今のパワーポイントで説明した話と関係行政機関との調整というのは、また別途に設けるということで考えているという状況です。

○中瀬委員長

何かご意見は。

○田下委員

説明会、10月中旬の土日とられていると。これは老婆心ながら、実は播州は祭りがほとんどその辺ですよ。というのは、僕はその辺で日程調整したら、半分ぐらい断られました。「おまえ、何考えとんのや」と言われました。「そんなもんやるんやったら、10月の終わりか11月にせんかい」と。法事はしないといけませんからやりますけれどもね。

でも、10月中旬というのは、多分この流域は祭りと運動会と非常に多いと思います。一応老婆心ながら。

○中瀬委員長

丹波で稲刈りのときに会議したらめっちゃくちゃ怒られますものね。ご配慮をよろしくお願いします。皆さん方、頑張って夜にやってもらうとか、私たちは行きませんから、事務所の人が必死になって24時間フルタイムで説明会するとかいろいろ工夫していただいて、よろしくお願いします。

では、そういうことで、今、ご説明いただいた説明会は直接住民の方々にご意見を言っていたかと。今、田下さんからご指摘いただいた土曜日曜やけれども、しっかりと皆さんが来られる、祭りとか運動会とかを避けて、稲刈りも避けて、いいタイミングで、上流・中流・下流の3カ所でやっていただく。全エリアが対象になって、全戸に配布されるということで、河川法に書いてある以上によい方法を考えておられると思いますので、ぜひ日本中の良いモデルをつくっていただきたいと思います。

では、今度の流域委員会の開催予定についてですが、本日のご審議で今まで議論してきました内容が網羅された整備内容が最終的に提示され、提案されると思います。この流域委員会は、加古川水系河川整備計画（国管理区間）の策定に当たって河川整備計画の原案についての意見を述べることを目的としています。しかし、水系全体について議論しようということが今日確認されました。次回委員会では、この整備内容に基づいて河川整備計画の原案を作成していただいて、それについて意見を述べるということになると思います。原案の内容が納得いくものであれば、原案についての意見を述べたことになり、委員会の目的を達成することになり、うまくいったら次回委員会が最終になるかもしれません。しかし、次回委員会で流域の話とか水系の話がなかったら、まだ延長戦もありということという方向で行きますが、それでよろしいですか。

だから、次回で終わるか終わらないかは事務局のまとめ方の能力によると。うまくちゃんと今日のご意見をいただいたら、次回で終われる可能性があるということで、かなりプレッシャーをかけておりますが、よろしくお願いします。

4. その他

○中瀬委員長

では、最後になりましたが、傍聴席にいらっしゃる方のご意見をお聞きしたいと思えます。ご意見のある方は手を挙げていただきましたら、庶務のほうからマイクをお持ちいたしますので、所属、ご氏名を言っていただいた上でご意見をお願いします。もしおられましたら、挙手をお願いします。

よろしゅうございますか。では、ご意見ないということで打ち切ります。

それでは、先ほど庶務が回収いたしました第11回以降の加古川流域委員会の開催日程表から開催日を決めると、12月16日が11名の方が参加可能ということですので、12月16日水曜日の午後2時から4時ということで、場所はまだ決まっておりませんが、決定させていただきます。

では、ありがとうございます。これで本日の審議は終了となりますので、庶務のほうにマイクをお返しします。

○司会

ありがとうございます。

それでは、その他としまして幾つかございます。まず、服部委員のほうからナガボテンツキについて、ご報告いただけたらと思います。

○服部委員

先ほどから何回かナガボテンツキという名前が出ていましたが、ナガボテンツキの実物を今日持ってまいりました。これですけれども、兵庫県で自生しているところは加古川だけだったのですが、実は加古川でも絶滅してしまいました。人と自然の博物館に何個体か置いていたものですから、それから増殖させて去年20株ぐらい移植しました。それも現在元気です。できましたら来年の3月に、今100株ぐらいにふえましたので、また100株ぐらい植えたいと思いますので、皆さん、ご協力をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございます。

5. 閉会

○司会

ここで、ちょっとまた時間をいただきまして、河川管理者の竹田様よりお知らせがござ

います。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（竹田技官）

こんにちは。竹田と申します。

今日の加古川流域委員会も終わりに近づきまして、またある映像についてご紹介したいと思えます。これは加古川流域委員会で毎回手づくりで行われているものなのですが、これは皆さんに加古川流域についてぜひたくさんの方の知っていただければという思いから、私たちがビデオ片手に現地へ行ってまいりました。今回は、日本のへそを探しに西脇のほうに行ってまいりましたので、ぜひごらんいただければと思えます。長きにわたる審議ですので、最後はどうぞリラックスしてごらんいただければうれしく思えます。

（ビデオ上映）

○司会

ありがとうございました。（拍手）

○河川管理者（竹田）

ありがとうございました。

○司会

それでは、次回第11回の委員会は、12月16日水曜日ということでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして第10回加古川流域委員会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

○田下委員

帰りながら聞いてください。西脇に縁がありまして、西脇市で本当のゴマでへそのゴマを使ったゴマが去年からできてます。金ごま、本当においしいゴマです。地元の子どもたちも一緒になって去年は地域で、今年は生産に入って商品でおいしいゴマ、どこかで探して一遍買って来て食べてみてください。

齋藤さんのかわりに西脇の宣伝をしておきました。

○齋藤委員

ありがとうございます。

〔午後 4時 5分 閉会〕